

国籍に関する日本の最高裁判決に対する NGO と JFC の団体による共同声明文

Batis Center for Women、Development Action for Women Network(DAWN)、マリガヤハウス、そして Citizen's Network for Japanese-Filipino Children(CNJFC)が、JFC の団体—Batis YOGHI(Youth Organization that Gives Hope and Inspiration)と共に、日本に在住する 10 人の JFC に日本国籍を認めた歴史的な最高裁判決を称賛した。この訴訟の原告は、その出生当時結婚していなかったフィリピン人の母と日本人の父の間に生まれ、出生後に初めて父親から認知を受けた子どもたちである。2008 年 6 月 4 日の最高裁判決を受けて、父の国籍を取得したいという権利要求を行使したいという JFC は、法的な基盤を得たことになる。

この判決以前は、婚姻関係にない外国人の女性と日本人の男性の間に出生した子どもたちは、胎児のうち日本人男性から認知されない限り日本国籍を付与される資格を持たなかった。この国籍法の条項は、何千人もの JFC、さらには、外国人の女性と日本人の男性の多民族な関係の間に生まれた JFC と境遇を同じくする他の何千もの子どもたちから、彼/彼女らの父親の国籍を取得する権利を奪ってきた。

国際人権規約は、子どもの国籍への権利を保障している。国連の児童の権利に関する条約の 7 条 1 項は、「児童は、出生の後直ちに登録され、出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有し、できる限りその父母を知りかつその父母によって養育される権利を有する」と定めている。さらに、子どもが国籍取得を含む権利を認識し享受することは、児童の権利に関する条約の 2 条においても以下のように確認されている。1) 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性別、言語、宗教、政治的意見その他意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別も無くこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。2) 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

JFC 新世代の出現は、フィリピン人女性が過去 30 年間にわたり「海外芸能人」として日本へ移住した結果である。何千ものフィリピン人女性が日本人男性、その多くが店の客、と関係を持ち、その多くが JFC の出生に帰結した。残念なことに、女性たちが関係をもった男性たちのなかには、すでに自分の世帯を持つ者や、関係に専心しない者がいた。婚姻関係にあった場合でも、うまくいかずに結局離婚や子どもの養育放棄に終わることがあった。多くの子どもたちは、両親の市民的地位や法への馴染み無さによって、日本国籍を取得することができなかった。

JFC が二つの民族の間に生まれた子ども、そして海外で働くフィリピン人女性の子どもの直面する多様な問題が議論されるようになって、25 年が経つ。真っ先に問題となるのは、彼らがフィリピンにおいて、日本人の父親からの支援がなければ、必要最低限のこ

とをするのにも日常的に苦勞を強いられるフィリピン人の母によって育てられているということである。わかりやすい日本人の特徴と名前のために、日本人は裕福だという公衆の期待と、多くの JFC の現実及び彼/彼女たちがフィリピンで日常的に経験する経済的な困難との間のギャップは、子どもたちに重くのしかかる。また、フィリピン在住の JFC は、母親の日本における職業に対する公の否定的な認識と、他の子どもとの違いを理由に、差別に直面することもある。さらに JFC 自身にとっても、自己のアイデンティティへの問いは、アイデンティティを確立する過程を経験する児童や青年が直面する無数の困難に立ち向かう彼らの心を苦しめる。

Batis Center for Women、DAWN、マリガヤハウス、CNJFC、そして Batis YOGHI は、判決を歓迎すると同時に、この法が日本に住むかフィリピンに住むかにかかわらず、さらに母親の出身国にかかわらず、すべての JFC および同様の境遇にあるすべての多民族間に生まれた子どもたちに対して平等に適応されることを求める我々の要請を繰り返し述べたいと思う。10 名の JFC が国籍取得を求めて裁判を提起し、要求が認められたことを受けて、我々はフィリピン在住の JFC 及び、同じような境遇にある母の祖国に在住する多民族間に生まれた子どもたちにも同様の権利が付与されることを求める。

さらに我々は、公に対して、今回の最高裁判決に便乗して日本に向かう就労年齢の JFC をリクルートしようとする組織への注意を喚起する。歴史的意義と移住労働者の重要な送り出し先という日本に対する公の認識に、近年の日本へのフィリピン人労働者送り出しの減少を加えて考えてみると、最高裁判決は人々が、日本には JFC が働くための市場が存在する、と結論付けるのに拍車をかけるかもしれない。生活に苦しみ続ける多くの JFC とその母たちは、彼/彼女たちの苦境に付け込んで日本での搾取的な仕事に従事させようという悪徳業者に狙われやすい。我々は、JFC の新しい世代が父の国籍を取得すると決断し、日本国民として特権と機会を享受すると同時に義務と責任を果たすために父の祖国に居住するのを見届けたい。我々は、日本人として引き継いだ彼/彼女たちの遺産を利用し搾取しようとする悪徳業者や個人が日本の非熟練労働者の需要を満たすための被害者となり果てる彼/彼女たちの姿を見たくない。

我々はさらに、JFC とその母親たちに、決断の前には物事を慎重に判断するようお願いしたい。国籍は単なる、自己の発展と社会的経済的包括、そして前進のための権利、特権、そして機会ではない。それは同時に国家、国民、歴史、文化、そして生活の在り方へのアイデンティフィケーションを意味する。日本の最高裁判決は、これまで何千もの JFC に閉ざされていた扉をついに開いた。私たちみんながこのドアを 20 年近くにわたり叩き続けてきたので、父親の国籍への JFC の権利剥奪から生じる感情の波が、誤った情報や最高裁判決の誤読に基づいて、押し寄せる可能性を認識している。我々は JFC とその母親たちに、父親の国籍の所有を主張する前に、私たちの動機と優先事項について振り返り、再評価してほしい。そして JFC が遂に決断に至ったその時には、それが完全で何の邪魔も入らずに日本国民としての権利を享受できるような適切な方法でなされたことを我々に確認してほしい。

署名：

Batis Center for Women

Batis YOGHI(Youth Organization that Gives Hope and Inspiration)

Citizen's Network for Japanese-Filipino Children(CNJFC)

Development Action for Women Network(DAWN)

Maligaya House

2008年8月4日

日本の最高裁判決を受けた JFC と NGO による声明

Batis Center for Women、Development Action for Women Network(DAWN)、そしてマリガヤハウスと共に、フィリピン在住の JFC (Japanese-Filipino Children) は、10 人の JFC に日本国籍を認めた最近の日本の最高裁判決を歓迎した。10 人の JFC は全員日本に在住しており、当時結婚していなかったフィリピン人の母と日本人の父の間に生まれた子どもである。彼/女たちは日本国籍を獲得するための裁判闘争に勝利した。この最高裁判決以前は、婚姻関係にない外国人の母と日本人の父の間に出生した子供たちは、出生前に父親の認知を受けない限り、日本国籍を享受する資格を持たなかった。

JFC のニーズに対応するために設立された若者の団体である Batis YOGHI の代表、松澤美佳氏によると、今回の最高裁判決は、JFC が父親の祖国によって法的に認知されるための大きな一歩となった。「多くの JFC、とりわけフィリピン在住の JFC は父親から認知されておらず、自分のアイデンティティや国籍に疑問を抱いています。」と松澤氏は話す。

最高裁判決は、子どもが日本国籍を取得する際に両親の婚姻を求める日本の国籍法の条項を違憲であると判断した。「国連によって採択された児童の権利に関する条約は、子どもに関する差別の禁止を規定している。私たちは親の婚姻関係にかかわらず、すべての子どもが国籍を取得する権利を持っていることを忘れてはならない。」と DAWN の執行幹部、Carmelita Nuqui 氏は語る。

2007 年に、DAWN と Center for Japanese-Filipino Children's Assistance(CJFCA)は、JFC を持つ 100 人のフィリピン人女性と 56 人の JFC を対象とした調査を実施した。この調査によると、ほとんどの女性たちは、日本で働いていた異なる県にあるクラブで子どもの父親に出会った。子どもの父親と婚姻していた女性は半数以下であった。婚姻関係にあった女性たちのほとんどがフィリピンで結婚しており、三分の一近くの女性は婚姻届を日本の戸籍に届け出ている。調査対象となった JFC のほとんどがフィリピンで生まれ、彼らの出生は同出生地で登録されている。

JFC の日本国籍取得の権利をめぐる闘争は、以前のフィリピン人エンターテイナーとフィリピンに戻った JFC にとって 20 年を超える戦いとなっている。このようなケースでは多くの場合、日本人父による子どもの養育放棄が原因でフィリピン人女性と日本人男性の関係は不愉快なものとなっている。

JFC と 3 団体は、最高裁判決を歓迎しながらも、日本人父から認知を受けた JFC が日本国籍を取得できるようにする仕組みを明文化する実施規定と法規を待ち望んでいる。「法の下での平等が保証されるべきです。それは地域的な法律であっても国際的な法律であっ

でも同じです。もしも日本国籍を取得するために訴訟を提起した9人のJFCが彼/女たちの目的を果たすことができたのなら、同様の状況にあるフィリピン在住のJFCもまた同様の権利を与えられるべきです。」とマリガヤハウスのボランティアスタッフである河野尚子氏は話す。

さらに3団体は公衆に対して、今回の最高裁判決に便乗して日本に向かう就労年齢のJFCをリクルートしようとする団体への注意を喚起した。Batis Center for Womenの執行幹部、Andrea Luisa Anolinは、「日本に送り込まれるフィリピン人労働者の減少を背景に、最高裁判決は人々が、日本にはJFCが働くための市場が存在する、と結論付けるのに拍車をかけるかもしれない。生活に苦しみ続ける多くのJFCとその母たちは、彼/女たちの苦境に付け込んで日本での搾取的な仕事に従事させようという悪徳業者に狙われやすい」と述べた。

「彼/女たちは違法なリクルーターたちの手に落ちてしまうことが多いので、問題が生じる。多くの場合、彼/女たちは日本市民としての権利を享受することなく、工場労働者となって終わる。」松澤氏は、フィリピン在住の多くのJFCが仕事を見つけるために日本に行くために市民権の獲得を求めている、と付け加えた。